

FinePrint pdfFactory 3 - ライセンス許諾契約書

このライセンス契約書をお読みになり、契約に同意される場合のみこのソフトウェアを使用できます。（お試し利用の場合を含みます。）

ソフトウェアをインストールした時点で契約に同意されたものとみなさせていただきます。

契約に同意いただけない場合はインストールを中止してください。

1. **ライセンス許諾** FinePrint Software社は、この契約を遵守することを条件としてFINEPRINT ソフトウェアプログラム（以降、ソフトウェア）の使用をお客様に対し許諾します。「お客様」とは、会社・団体・個人などのソフトウェアの使用者です。「使用」とはソフトウェアをインストール・起動・実行すること、表示することを含みます。お客様はソフトウェアが本来意図する以外の形で、ソフトウェアを修正したり、ソフトウェアのライセンス管理のための機能やその他の一部機能を修正・削除・停止するなどできません。ライセンスは他の会社・団体・個人へ譲渡することはできません。

2. **所有権** ソフトウェアはFinePrint Software社の所有物であり、著作権を保持します。ライセンスはソフトウェアそのものに対する権限や所有権ではなく、ソフトウェアそのものの権利をなんら提供するものではありません。

3. **著作権** ソフトウェアは米国の著作権法および国際条約により保護されています。この契約はソフトウェアの著作権を提供するものではありません。また、すべてのソフトウェアの権限・所有権はFinePrint Software社に帰属し、この契約に明示される以外の権利は提供されません。また、ソフトウェアのコピーに対しても同じ条件が適用されます。

4. **不正な使用** この契約書に示される以外の方法で、ソフトウェアを使用・コピー・レンタル・リース・販売・変更・逆コンパイル・逆アSEMBル・その他のリバースエンジニアリングや修正を行うことを禁止します。そのような不正な使用があった場合には、この契約は即座に自動的に停止されます。

5. **バンドル販売** ソフトウェアはFinePrint社の文書による許諾なしにハードウェアやシェアウェアでないソフトウェアとバンドルして販売することはできません。

6. **配布** ソフトウェアの評価版については、それが評価版であることを確認した上で、必要なだけコピーを作成すること、オリジナルとまったく同じコピーを他者へ提供することおよび電子的な方法（インターネット・BBS・シェアウェアライブラリ・CD-ROMなど）で配布することを認めます。配布に必要な代価を請求することはできますが、ソフトウェアそのものを販売する形で費用を請求することはできません。

製品版（試用版でもフリー版でもないもの）を配布することは禁止します。

ウィルスやウィルスを作成するためのツールといっしょに配布することを禁止します。ウィルスプログラムまたはウィルスを作成したり、作成を補助するプログラムが存在するサイト・CD-ROM・パッケージにてこのソフトウェアを配布することはできません。

ソフトウェアを配布する権利は、譲渡・販売・フランチャイズすることはできません。各配布者は、それぞれ個別にこの契約に同意する必要があります。

7. **米国政府に関して** 米国政府によるこのソフトウェアおよびドキュメントの使用・複製・開示は subparagraph (c) (1) (ii) of the Rights in Technical Data and Computer Software clause at DFARS 252.277-7013 (Oct 1988) and FAR 52.227-19 (Jun 1987)

の制限を受けます。製造業者はFinePrint Software社（16 Napier Lane, San Francisco, CA 94133 USA）です。

8. **保証の制限** このソフトウェアは提供されたままの形で使用されるものです。FinePrint Software社はこのソフトウェアに関してなんらの使用や使用目的に関する保証をしません。FinePrint Software社および作成や配布にかかわった者はソフトウェアの使用または使用不可による直接または間接の障害・損害に対して責任を

負いません。これはあらかじめFinePrint Software社が障害に関する情報を受け取っていた場合でも同様です。このソフトウェアの使用者はソフトウェアの品質や動作によるすべてのリスクに対する責任を持ちます。

いかなる場合においてもFinePrint Software社の責任はお客様が製品に対して支払ったライセンス額を超えることはありません。

9. 分離条項 このライセンス契約の一部の条項が何らかの理由により無効になったとしても、その他の条項については有効です。

10. 派生的な損害 いかなる場合においてもFinePrint Software社及びソフトウェアの配布者・販売者は、ソフトウェアの配布・動作・使用による派生的・特別な・偶然的又は間接的な損害に対して責任を負いません。これはあらかじめFinePrint Software社が障害に関する情報を受け取っていた場合でも同様です。いかなる場合においてもFinePrint Software社の責任はお客様が製品に対して支払ったライセンス額を超えることはありません。

11. 適用法 この契約は米国の法律に準拠します。他の法律と矛盾が生じるような場合は、FinePrint Software社またはその後継者・管財人・相続人・譲受人の有利な形に解釈されます。いずれかの契約者が他方の契約者に対して法的訴訟等を行う場合、米国の裁判所に対して行う必要があります。

12. ソフトウェアのテスト ソフトウェアの使用を開始するにあたりソフトウェアをあなたの使用目的に合わせてテストしチェックいただくものとします。この契約およびソフトウェアにかかわる法律的な訴訟などの行為は、使用を開始してから90日以内に行うものとします。

13. 完全合意 この契約はお客様とFinePrint Software社との間にかわされる契約であり、ライセンスについて以前にかわされた契約や文書や口頭での合意に取って代わります。

14. 権利保持 すべてのこの契約で明示的に許諾されていない権利はFinePrint Software社に帰属します。

以上

FinePrint pdfFactory 3 - ライセンス許諾契約書

このライセンス契約書をお読みになり、契約に同意される場合のみこのソフトウェアを使用できます。（お試し利用の場合を含みます。）

ソフトウェアをインストールした時点で契約に同意されたものとみなさせていただきます。

契約に同意いただけない場合はインストールを中止してください。

1. **ライセンス許諾** FinePrint Software社は、この契約を遵守することを条件としてFINEPRINT ソフトウェアプログラム（以降、ソフトウェア）の使用をお客様に対し許諾します。「お客様」とは、会社・団体・個人などのソフトウェアの使用者です。「使用」とはソフトウェアをインストール・起動・実行すること、表示することを含みます。お客様はソフトウェアが本来意図する以外の形で、ソフトウェアを修正したり、ソフトウェアのライセンス管理のための機能やその他の一部機能を修正・削除・停止するなどできません。ライセンスは他の会社・団体・個人へ譲渡することはできません。

2. **所有権** ソフトウェアはFinePrint Software社の所有物であり、著作権を保持します。ライセンスはソフトウェアそのものに対する権限や所有権ではなく、ソフトウェアそのものの権利をなんら提供するものではありません。

3. **著作権** ソフトウェアは米国の著作権法および国際条約により保護されています。この契約はソフトウェアの著作権を提供するものではありません。また、すべてのソフトウェアの権限・所有権はFinePrint Software社に帰属し、この契約に明示される以外の権利は提供されません。また、ソフトウェアのコピーに対しても同じ条件が適用されます。

4. **不正な使用** この契約書に示される以外の方法で、ソフトウェアを使用・コピー・レンタル・リース・販売・変更・逆コンパイル・逆アSEMBル・その他のリバースエンジニアリングや修正を行うことを禁止します。そのような不正な使用があった場合には、この契約は即座に自動的に停止されます。

5. **バンドル販売** ソフトウェアはFinePrint社の文書による許諾なしにハードウェアやシェアウェアでないソフトウェアとバンドルして販売することはできません。

6. **配布** ソフトウェアの評価版については、それが評価版であることを確認した上で、必要なだけコピーを作成すること、オリジナルとまったく同じコピーを他者へ提供することおよび電子的な方法（インターネット・BBS・シェアウェアライブラリ・CD-ROMなど）で配布することを認めます。配布に必要な代価を請求することはできますが、ソフトウェアそのものを販売する形で費用を請求することはできません。

製品版（試用版でもフリー版でもないもの）を配布することは禁止します。

ウィルスやウィルスを作成するためのツールといっしょに配布することを禁止します。ウィルスプログラムまたはウィルスを作成したり、作成を補助するプログラムが存在するサイト・CD-ROM・パッケージにてこのソフトウェアを配布することはできません。

ソフトウェアを配布する権利は、譲渡・販売・フランチャイズすることはできません。各配布者は、それぞれ個別にこの契約に同意する必要があります。

7. **米国政府に関して** 米国政府によるこのソフトウェアおよびドキュメントの使用・複製・開示は subparagraph (c) (1) (ii) of the Rights in Technical Data and Computer Software clause at DFARS 252.277-7013 (Oct 1988) and FAR 52.227-19 (Jun 1987)

の制限を受けます。製造業者はFinePrint Software社（16 Napier Lane, San Francisco, CA 94133 USA）です。

8. **保証の制限** このソフトウェアは提供されたままの形で使用されるものです。FinePrint Software社はこのソフトウェアに関してなんらの使用や使用目的に関する保証をしません。FinePrint Software社および作成や配布にかかわった者はソフトウェアの使用または使用不可による直接または間接の障害・損害に対して責任を

負いません。これはあらかじめFinePrint Software社が障害に関する情報を受け取っていた場合でも同様です。このソフトウェアの使用者はソフトウェアの品質や動作によるすべてのリスクに対する責任を持ちます。

いかなる場合においてもFinePrint Software社の責任はお客様が製品に対して支払ったライセンス額を超えることはありません。

9. 分離条項 このライセンス契約の一部の条項が何らかの理由により無効になったとしても、その他の条項については有効です。

10. 派生的な損害 いかなる場合においてもFinePrint Software社及びソフトウェアの配布者・販売者は、ソフトウェアの配布・動作・使用による派生的・特別な・偶然的又は間接的な損害に対して責任を負いません。これはあらかじめFinePrint Software社が障害に関する情報を受け取っていた場合でも同様です。いかなる場合においてもFinePrint Software社の責任はお客様が製品に対して支払ったライセンス額を超えることはありません。

11. 適用法 この契約は米国の法律に準拠します。他の法律と矛盾が生じるような場合は、FinePrint Software社またはその後継者・管財人・相続人・譲受人の有利な形に解釈されます。いずれかの契約者が他方の契約者に対して法的訴訟等を行う場合、米国の裁判所に対して行う必要があります。

12. ソフトウェアのテスト ソフトウェアの使用を開始するにあたりソフトウェアをあなたの使用目的に合わせてテストしチェックいただくものとします。この契約およびソフトウェアにかかわる法律的な訴訟などの行為は、使用を開始してから90日以内に行うものとします。

13. 完全合意 この契約はお客様とFinePrint Software社との間にかわされる契約であり、ライセンスについて以前にかわされた契約や文書や口頭での合意に取って代わります。

14. 権利保持 すべてのこの契約で明示的に許諾されていない権利はFinePrint Software社に帰属します。

以上